

熊本県の いぐさ優良品種

ひのみどり

(1) 育成の経過

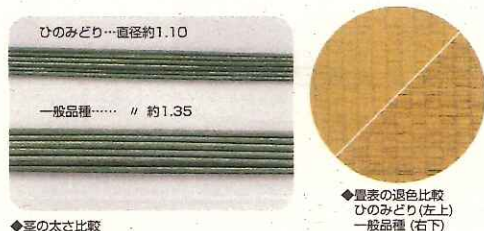
「下増田在来」と「せとなみ」を親とし、平成2年にい業研究所にて個体選抜を行い、平成10年に「ひのみどり」と命名し、平成13年に品種登録されました。

(2) 特徴

- ① 他の品種と比べ茎が細く、畳表に加工したとき、表面がきめ細やかで折り目が良く通ります。
- ② 着花や変色した茎が少ない品種です。
- ③ 先端部の枯れ込みが少なく、根元まで緑色で綺麗な品種です。

(3) 「ひのみどり」の魅力

他の品種と比べ茎が細く、変色した茎の発生が少ないため、表面がきめ細やかで折り目が良く通った畳表を織ることができます。



夕風

(1) 育成の経過

「いそなみ」と「沖縄太い」の自殖種子由来系統を親とし、平成5年にい業研究所にて個体選抜を行い、平成17年に「夕風」と命名し、平成19年に品種登録されました。

(2) 特徴

- ① 茎の長さは、従来品種の「岡山3号」と同程度であり、「ひのみどり」より長い品種です。
- ② 茎の太さは、従来品種の「岡山3号」と同程度であり、「ひのみどり」より太い品種です。
- ③ 部分的に変色した茎の発生は、「ひのみどり」と同程度と少ない品種です。
- ④ 摩耗強度は強いため、丈夫な畳表を織ることができます。

(3) 「夕風」の魅力

茎色は深い緑色で、長茎が多く、部分変色茎が少なく、茎が硬いことから、美しく丈夫な畳表を織ることができます。

そのため、染土を使用しない畳表の原料にも適します。



ひのはるか

(1) 育成の経過

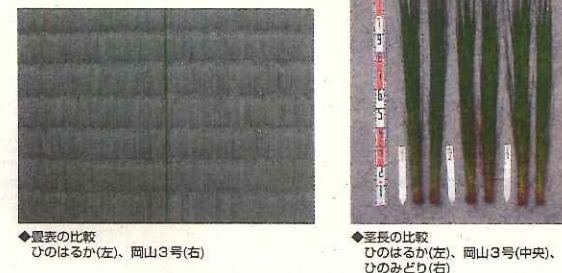
「熊本3号」と「広系21002」を親とし、平成7年にい業研究所にて個体選抜を行い、平成18年に「ひのはるか」と命名し、平成19年に品種登録されました。

(2) 特徴

- ① 茎の長さは、従来品種の「岡山3号」や「ひのみどり」より長い品種です。
- ② 茎の太さは、従来品種の「岡山3号」より細く、「ひのみどり」より太い品種です。
- ③ 部分的に変色した茎の発生は、「ひのみどり」と同程度と少ない品種です。
- ④ いぐさ茎300本当たりの畳表の製織長は、「岡山3号」より短く、「ひのみどり」より長い。畳表1枚を織る時間は、「岡山3号」より長く、「ひのみどり」より短くなります。

(3) 「ひのはるか」の魅力

茎が「岡山3号」等の従来品種より細く、部分変色茎の発生が少ないので、きめ細やかで綺麗な畳表を織ることができます。



涼風

(1) 育成の経過

平成8年に「ひのみどり」を母とし、「KS001002」(「沖縄太い」自殖種子由来系統)を父として人工交配し、約17年の歳月をかけて育成・選抜してきました。

平成25年に蒸し暑い夏を難無く乗り切るように、また、厳しい逆境をさらりと過ごせるように願いを込めて「涼風」と命名され、平成27年3月に品種登録されました。

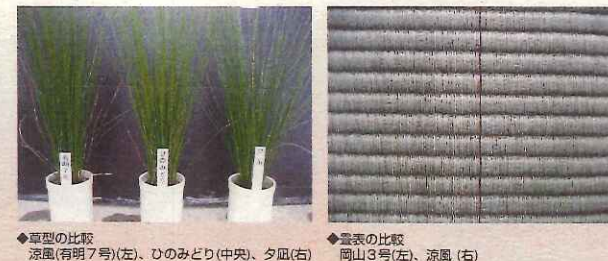
(2) 特徴

- ① 茎の長さは、「岡山3号」や「ひのみどり」より長い品種です。
- ② 長茎乾重、長茎乾重率ともに「ひのみどり」「夕風」「岡山3号」より優れています。
- ③ 茎300本当たりの製織長は、「ひのみどり」より長く、「夕風」と同程度です。
- ④ 本田での枯死株の発生は、「夕風」よりかなり少なく、「ひのみどり」よりやや少ないです。

(3) 「涼風」の魅力

八月苗床及び本田での枯死株発生が極めて少ないうえ、「ひのみどり」「夕風」「岡山3号」より長茎収量が多いです。

また、茎が中太で十分硬く、「ひのみどり」より単位時間当たり多くの畳表を生産することができるため、生産性の高い畳表用いぐさ品種として有望です。



熊本県品種「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」「涼風」製品 畳表検査規格表

たみき子
にあみ



1. 畳表規格

①「ひのみどり」種

(J A商品名/ひのさらさ)

経糸	規格	等級	経糸本数	幅 (cm)	切物		原草選別の目安
					長さ	重量	
麻+麻	本間	極	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	3.00kg以上	139.4cm (4尺6寸) 以上
	三六	極	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	2.80kg以上	136.4cm (4尺5寸) 以上
	五八	極	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	2.50kg以上	130.3cm (4尺3寸) 以上
麻+綿	本間	極	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	2.80kg以上	139.4cm (4尺6寸) 以上
	三六	極	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	2.60kg以上	136.4cm (4尺5寸) 以上
	五八	極	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	2.30kg以上	130.3cm (4尺3寸) 以上

注) 耳毛の長さ 本間18cm (±) 1cm、三六16cm (±) 1cm、五八14cm (±) 1cm

②「ひのみどり」特撰

(J A商品名/ひのさくら)

経糸	規格	等級	経糸本数	幅 (cm)	切物		原草選別の目安
					長さ	重量	
麻+麻	本間	特撰	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	2.80kg以上	136.4cm (4尺5寸) 以上
	三六	特撰	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	2.60kg以上	133.3cm (4尺4寸) 以上
	五八	特撰	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	2.40kg以上	127.3cm (4尺2寸) 以上
麻+綿	本間	特撰	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	2.60kg以上	136.4cm (4尺5寸) 以上
	三六	特撰	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	2.30kg以上	133.3cm (4尺4寸) 以上
	五八	特撰	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	2.10kg以上	127.3cm (4尺2寸) 以上

注) ①長物は受注生産に限りま。

②耳毛の長さ 本間18cm (±) 1cm、三六16cm (±) 1cm、五八14cm (±) 1cm

③「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」「涼風」

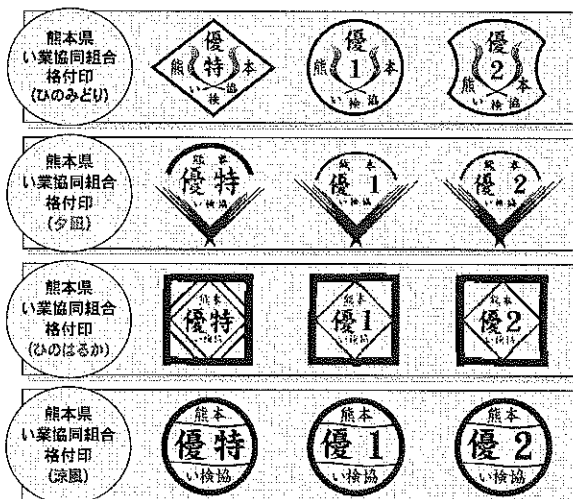
優【特・1・2】

(J A商品名/ひのさやか 原草:ひのみどり)

経糸	規格	等級	経糸本数	幅 (cm)	切物		長物		耳毛 (cm)
					長さ	重量	長さ	重量	
麻	本間	特等	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	2.20kg以上	21.3m以上	22.3kg以上	15 (±) 2
		1等	"	"	"	2.00kg以上	"	20.3kg以上	15 (±) 2
	三六	特等	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	2.10kg以上	20.5m以上	21.3kg以上	13 (±) 2
		1等	"	"	"	1.90kg以上	"	19.3kg以上	13 (±) 2
	五八	特等	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	1.90kg以上	20.0m以上	19.3kg以上	12 (±) 2
		1等	"	"	"	1.75kg以上	"	17.8kg以上	12 (±) 2
綿	本間	特等	136	95.0 (±) 0.5	208cm以上	2.00kg以上	21.3m以上	20.3kg以上	15 (±) 2
		1等	"	"	"	1.85kg以上	"	18.8kg以上	15 (±) 2
		2等	"	"	"	1.70kg以上	"	17.3kg以上	10 (±) 2
	三六	特等	130	91.0 (±) 0.5	199cm以上	1.90kg以上	20.5m以上	19.3kg以上	13 (±) 2
		1等	"	"	"	1.75kg以上	"	17.8kg以上	13 (±) 2
		2等	"	"	"	1.60kg以上	"	16.3kg以上	10 (±) 2
	五八	特等	128	89.0 (±) 1.0	194cm以上	1.75kg以上	20.0m以上	17.8kg以上	10 (±) 2
		1等	"	"	"	1.60kg以上	"	16.3kg以上	8 (±) 2
		2等	"	"	"	1.50kg以上	"	15.3kg以上	8 (±) 2
		3等	"	"	"	"	"	"	"

注) Wも可

原草選別の目安			
品名	長さ (cm)	品名	長さ (cm)
麻糸本間	130cm (4尺3寸) 以上	綿糸本間	120cm (4尺) 以上
麻糸三六	125cm (4尺1寸) 以上	綿糸三六	115cm (3尺8寸) 以上
麻糸五八	120cm (4尺) 以上	綿糸五八	110cm (3尺6寸) 以上



2. 検査基準

- 染料 天然染料100%で、着色剤の使用は禁止する。
- 経糸 ①天然繊維100%の糸を使用。(化繊混紡糸の使用を禁止する)
②熊本県産畳表の印として、又経糸規格適正品としての証しとして必ず県証条を挿入すること。
③W経糸の本数割合はジュート麻糸:別糸=2:1以上とし、別糸の本数は本間44本・三六42本・五八41本以上とする。
- 品位・色沢 品種「ひのみどり」固有の特性を有するもので元白、先枯れ、変色茎等の混入割合により区分する。
- 仕上げ 仕上げは完全に行ったもので乾燥は水分12%以内であること。織偏等は検査員の判定によりその箇所を差引く。
- 検査印 上記以外のひのみどり製品については検印の表示は行わない。

3. 留意事項

- 畳表の規格の重量基準は各等級毎の下限を示すものである。
- 製品には必ず生産者名、重量、国産表示等を添付すること。
- 選別基準は目安として示してあるが、この他に色調の異なる草は色合せを行ない区分すること。長さの選別基準は、畳表の種類毎の下限を示すもので元白等の程度によって充分吟味し区分するものとする。
- 出荷者は検査に立ち合い、検査員の指導を受けること。
- キズ表や不適格表の返品については、自己責任に於いて処置する。

「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」「涼風」などの登録されたいぐさ品種については、

育成した人の許可なしに利用することが種苗法で禁止されています。

長い年月をかけて育成された品種は産地の大切な財産です。もし県外や国外に品種が流出すれば、実際に損害を被るのは産地のみなさんです。生産者ひとりひとりが種苗法を守って、正規に譲渡を受けたいぐさ種苗を栽培しましょう。

種苗法を守るために

- 登録品種の苗は正規のルート(「ひのみどり」「夕風」「ひのはるか」「涼風」は熊本県い業協同組合)から購入しましょう。
- 自分が作っているいぐさの品種名を確認しましょう。
- 個人での苗のやりとりはやめましょう。

熊本県い業協同組合

熊本のい業

第21号

目次

いぐさ関係用語及び調査基準…………… 3

イグサ研究文献…………… 43

(附1) 会員名簿…………… 134

(附2) 連盟規約…………… 136

編集・発行

熊本県い業技術者連盟（熊本県庁農産課内）

熊本市水前寺6丁目18-1

電話（096）383-1111, 382-8612 〒862

平成5年6月30日発行 定価 1,500円

熊本県い業技術者連盟

熊本県い業技術者連盟

H、加工

H-1 染土と泥染め

(1) 泥染め

いぐさは刈取り後、速やかに泥染めを行い火力乾燥機で乾燥して製品とする。泥染めはいぐさ独特の作業であり、染土と呼ばれる天然土を水に適当な濃度に溶かした液にいぐさを浸漬する方法である。以前は、ほ場にいぐさ束と人間が入るほどの長方形の穴を掘り、その中で染土液を作り、1束ずつ人手でもみほぐし泥染めしていた。その後、泥染め機が開発され、1束ずつを機械に投入し泥染めしている。方式は大きく2つに分けられ、束を横送りにするものと縦送りにするものがある⁷⁸¹⁷。以前は泥染め後、刈取り跡の水田や広場にいぐさを広げて天日による乾燥が行われていた⁶²⁰⁶。

(2) 泥染めの効果

従来の泥染めの効果としては、微細な土壌粒子を茎の表面に付着させて、水分の蒸散面を広くし、光線の直射を防ぎ、太陽熱を吸収させて速やかに乾燥し、色沢を良くするとされている⁶²⁰⁶。

池田⁹¹⁰⁵は淡路染土を使用し、泥染めいぐさと無染土いぐさの乾燥速度を比較したところ、天日乾燥3時間後には前者は後者の乾燥速度を上回ったが、乾燥終了までの時間に差は認めなかった。茎の乾燥状況を比較すると、泥染めいぐさ茎が均一に乾燥したのに対し、無染土いぐさ茎は天日乾燥下では日光が直射した部分だけ、機械乾燥においては熱風の当たった部分だけが乾燥し、その不均一さが目立つとした。また、石村⁸⁸⁰⁶や神屋⁸⁸⁰⁶も天日乾燥下において泥染めいぐさと無染土いぐさの経時別の含水率を調査したところ、前者は後者に比べて乾燥速度が早く、かつその程度はいぐさの部位別では先端部が最も大きく、中央部、根元部の順に低くなるとした。

米田⁶²⁰⁶は、旧明石染土を使用し、泥染めがいぐさに及ぼす機作の解明を試み以下の結果を得た。泥染めの目的は第一に、コロイド粘土のゲル状皮膜で茎の表面を覆い包む点にあり、かつ染土の効果はこの皮膜の形成に直接、間接に起因しているとし

た。そして茎が粘土皮膜で覆われることにより間接乾燥の状態となり、茎の乾燥は徐々に、かつ均一に進行し、表皮細胞の急激な萎縮を抑え、しわやよじれが生じるのを抑制し、茎が丸みを保つことを助けている。退色防止の点では、染土による光線の遮断、酸素供給の抑制による葉緑素の退色を抑制していると推測した。加えて泥染めいぐさは、茎がまっすぐになり、適当な硬さを保ち折れにくく弾力性があり触感が軟らかいという糊付け効果があるという。貯蔵中の効果としては過度の乾燥を抑制し適湿を保ち、色調に及ぼす点としては、製品の色調はいぐさと付着染土の色の総合結果として表されることから、染土の色調は製品の品質に著しい影響を与えるとした。

小合⁹¹⁰¹は泥染めの触感形成技術として、泥染めいぐさと無染土いぐさの物理的及び形態上の差異を比較し、泥染めがいぐさの品質にかかわる影響を検討し、以下の結果を得た。いぐさ茎の表面を比較すると無染土いぐさは凹凸が顕著であり縦しわとなり、構造上摩擦減少率が高くなった。またいぐさ茎の断面を観察すると泥染めしたいぐさは皮部組織内に大きな空隙が残されており、このことは荷重に対して圧縮されにくく、また圧縮後の回復割合が大きいことにかかわっていると推測した。

また松井(1980、い業に関する試験研究集録第10号、日本い業技術協会)の報告によると、無染土いぐさは泥染めいぐさに比べて火力乾燥の場合、乾燥当初の乾燥速度が著しく早く、乾燥終了時間も短いが、泥染めいぐさが色調、光沢ともに優れ安定しているとした。無染土いぐさは明るい色調であったが、個々の茎毎の生育差による先枯れ、片やけが目立ち、製織時に織り傷が多く発生し、畳表の品質は悪く、畳表の摩擦強度、耐光性も著しく劣る。さらに、無染土いぐさは干し草の臭いを呈し、畳表独特の香りは泥染めによって付与されるとしている。

(3) 染土の種類

泥染めは江戸時代中期から始められたと言われ⁹¹⁰¹、その後各産地においては地元

に産出する土を染土として使用していたようであるが、最近各産地で使用されている染土は以下のようである。

岡山県では1930年代から兵庫県明石地方から産出する淡青灰色の明石染土が86年まで使用され、現在は70年代から使われ始めた同じく兵庫県淡路島から産出する淡青灰色の淡路染土が使用されている⁹¹⁰⁵。

広島県では古くから花崗岩又は古生層地帯の残積土よりなる山土が染土として使用されており、淡黄褐色を呈するものが多い⁶²⁰⁶。

福岡県では主として火口噴出物に由来すると推定される粘土堆積物が使用されているようで、白色ないし淡黄褐色を呈するものが多い⁶²⁰⁶。現在は淡路染土が主に使用されている⁹¹⁰⁵。

熊本県では50年代から淡路染土が統一して使用されている。

(4) 各染土の特徴

染土はその色調から青灰色系と淡褐色系の大きく2つに分けられた^{6001, 6207}。

以下に各地域で使用されていた代表的な染土の特性について総括する。

①明石染土

染土の色は淡灰色であり、鉱物組成はクロライト-イライト-バーミキュライトである⁶⁰⁰¹。pHは中性ないし弱酸性である。明石染土は生成過程の違いから、旧明石染土と新明石染土に分けられる⁶²⁰⁷。旧明石染土は海底堆積粘土が洪積紀に隆起して丘陵状を呈する地形において採掘され、新明石染土は氾濫源または河成段階粘土である⁶²⁰⁷。旧明石染土の特性は、粘土含量が35%強で、水中における崩壊度は高いが、粘土の分散率は低く、また、硫酸カルシウムを主体とする水溶性塩類、 Fe^{2+} 、腐食が多い⁶²⁰⁷。新明石染土は、色調が旧明石染土に比べて青みを帯びた淡く鮮明な色調を呈している⁶²⁰⁷。物理的、化学的的特性は、粘土含量が25%前後、水中での崩壊性は悪いが、粘土の分散性はやや高い⁶³⁰⁸。

②淡路染土

色調は、淡配色であり、明石染土に比べてやや青みに優るものが多い、洪積層に由

来する⁶²⁰⁶。粘土含量は、10%内外^{6206, 7815}、約24%⁹¹⁰⁵の報告があり、粘土の分散率は約60~80%であり、その他の性質は新明石染土と類似していた^{6206, 6207, 6308}。

現在は原土を天日または機械乾燥後、機械粉碎して粒子を小さくして販売しており、粒径組成はかなり異なっていると考えられる。

③広島染土

産地は広島県の西南部に限られ⁶⁸⁰¹、花崗岩、花崗斑岩、古生層に由来する^{6801, 6207}。色調は淡黄褐色であり^{6801, 6207}、粒径組成はれきや粗砂など大きい粒子の割合が高く、粘土含量は約8~35%⁶⁸⁰¹、10%⁶²⁰⁶の報告がある。pHは酸性を示し^{6801, 6207}、 Fe^{2+} と Fe^{3+} の比率は10~14対86~90と Fe^{2+} が少なく、鉱物組成はカオリナイト系であった⁶⁸⁰¹。

④九州染土

九州染土は福岡県八女郡及び佐賀県鳥栖市周辺で産出する^{6001, 6206, 7815}。これらも色調で分類すると、青灰色系統と褐灰色系統の2つに分けられる^{6206, 7815}。前者は火山灰土に由来し加水ハロイサイト-ハロイサイト、後者は洪積層に由来するクロライト-イライト-バーミキュライトによって成り立っている⁶⁰⁰¹。福岡県で産出する染土のうち、前者は八女青染土、後者は八女白染土と呼ばれている⁷⁸¹⁵。なお、佐賀県に産する染土も後者に属する⁷⁸¹⁵。

青灰色系統は、粘土含量が約20%、分散性は低く、化学的的特性は淡路染土と類似していた^{7815, 7916}。一方、褐灰色系統は、粘土含量が約35%、分散性が高く、pHは中性ないし弱酸性である^{6801, 7815}。

(5) 付着染土の特性と泥染め技術

染土の使用量は染土の種類により大きく異なり、10a当り450~2,600kgと多量かつ幅が大きい⁶³⁰⁹。現在の染土使用量は、各地域の耕種基準によれば、10a当り500~600kg、染土濃度は水10ℓ当り3~4kg、比重で1.18、ボーメでは21度程度とされている⁹¹⁰¹。

泥染め後のいぐさ茎に付着した染土は、直径が20ミクロン以下が多い^{6001, 7806}と

いう報告や、大きいもので5ミクロン内外、大半は1ミクロン以下であり、それらは乾茎表面の深い縦溝に入っていた⁹¹⁰⁵という報告がある。染土を粒度別に分けて付着効果を見たところ、染土粒子が小さくて染土濃度が高いほどいぐさに対する付着量が多く粉じん発生量も多いが、色調は良好で耐光性も高かった⁷⁸⁰⁶。

池田^{7605, 9105}は、淡路染土を使用し、染土液を濃度5%刻みで濃度と比重及び乾茎の色調の関係を調査した。染土液濃度と液の比重は高い正の相関が認められ、また乾茎の色調も濃度が高くなるにつれて向上したが、25%を越えると評価が横ばい状態となり、実用上濃度25%が適するとしている。また、染土濃度と乾茎の物理的性質の関係は、柔軟性については8%になると増してきて評価は中〜良で弾力性があり折れにくく、直立性も8%以上では差がみられなかった。

また、田島ら⁷⁸¹⁷は、前述の泥染め機使用による泥染め方法を検討している。10a当り染土使用量は、色調の観察評価から550kg以上は必要とした。染めむらを防止するためには、束の大きさや結束圧を一定にし、染土液中への浸漬時間は5秒程度とした。染土濃度を一定にするために、染土かくはん機を使用すれば、色調が良好であった。作業時間は、手で泥染めする場合約10時間/10aを要するが、泥染め機使用では組作業人員3人で延約4時間/10aとなり、労働強度も著しく改善されたとしている。

米田ら⁶³⁰⁹は、泥染めを有効に行うためには染土の分散性を高めることが有効ではないかと考え、ベントナイトや化学薬品を添加して分散性の変化とその効果について検討した。ベントナイトの種類は、アルカリベントナイトである群馬県産が、水中崩壊性、解こう性、膨潤度、分散性が優れていた。旧明石染土に群馬県産ベントナイトを添加していくと、7.5%以上に達すると明らかに分散度及び懸濁度が急増した。そこで、国内の主要な染土についてこのベントナイト10%を添加したところ、各試料ともpHは高くなり、懸濁度も明らかに向上し、

特に原土が凝固性もしくは分散性が低い場合に効果が高かった。化学薬品としては炭酸ソーダ及びメタ珪酸ソーダを使用しており、前者は0.5%、後者は0.25%を添加することにより分散性及び懸濁度は著しく向上し、さらにベントナイトを併用するとその効果はさらに向上した。ベントナイト混用染土を用いた現地試験においても染土の分散性、付着性が向上し、かつ染土使用量の節約も可能であるとしている。

(6) 改良染土の開発

染土の使用量は多く、泥染めは労力を要し、また、乾燥から製織にいたる各作業過程で大量の粉じんとなり作業環境を悪化させる。さらに、粉じん中に遊離珪酸が含まれており、粉じん中での作業年数が長くなることで珪肺病の危険が大きいことが指摘された⁷⁶⁰⁶。また、色調のニーズの変化に合わせた良質の製品に必要な色調を生み出すため⁹¹⁰⁶染土の代替資材について検討がされている。

池田^{7606, 9106}は、各資材の中から顔料を選定し試験を行い以下の結果を得た。白色顔料として酸化チタンを、黒色顔料としてカーボンブラックを、緑色顔料としてフタロシアニングリーンを、黄色顔料として黄色酸化鉄を、そして増量剤として炭酸石灰を選定した。また、染土の付着促進効果をもつ界面活性剤としてポリオキシノニルフェノールエーテルを選定した。そして、これらの配合割合を検討し、緑色系乾茎色調改良資材「岡農試75-1」を開発した。このことにより、染土は22%節減された。また、同じ顔料を配合し、白色系乾茎色調改良資材「岡農試83-1」を開発した。また、この2つの改良資材を配合することにより、より高い色調評価を得ることができた。また、乾茎の色調評価は、 $L^*a^*b^*$ 表色系によって客観性の高い数値表示ができることが明らかになった。

H-2 乾燥・乾燥機

(1) 乾燥

いぐさは、晴天の日に刈取り後泥染めし、速やかに圃場などにうすくひろげて天

畳の部屋の リラックス効果

畳の部屋に寛ぎ感を覚える人も多いが、その要因として目に優しい畳の色や、五体を投げ出す事のできる自由度のほかに、畳表に織り上げた蘭草の香り成分があげられる。泥染めを施した染土蘭草と泥染を行わない生蘭草の芳香成分を分析するとその構成に若干の違いがあるものの、双方ともにリラックス効果の期待できる機能性芳香成分が全体の約半分を満たしている。芳香成分が残る純国内産の畳の部屋では、森林浴効果としての癒し効果があると言える。

蘭草の香り成分

新畳の部屋で特に感じる独特の香りは、畳表として織りあげた蘭草の芳香成分によるものである。

畳表製織前の泥染めをしない生蘭草の芳香成分を調べると、フィトンチッド 20.9%、ジヒドロアクチニジオリド 23.5%、 α シペロン 10.2%、バニリン 1.2%といったリラックス効果のある機能性成分の結果が得られた。一般的な畳表に織りあげる泥染め後の蘭草では、フィトンチッド 20.1%、ジヒドロアクチニジオリド 10.2%、 α シペロン 6.0%、バニリン 6.0%で、これらリラックス有効成分を合計すると生蘭草 55.8%、泥染め後の蘭草 42.3%と高い比率を示した。

【フィトンチッド】

森林浴における癒し効果の科学的根拠の一つには、樹木が発散するフィトンチッドとよばれる物質が作用しているといわれ、特に松や檜等の針葉樹林では発散量が多い。フィトンチッドとは森林の香りの源で、殺菌作用を持つ芳香成分。

【ジヒドロアクチニジオリド】

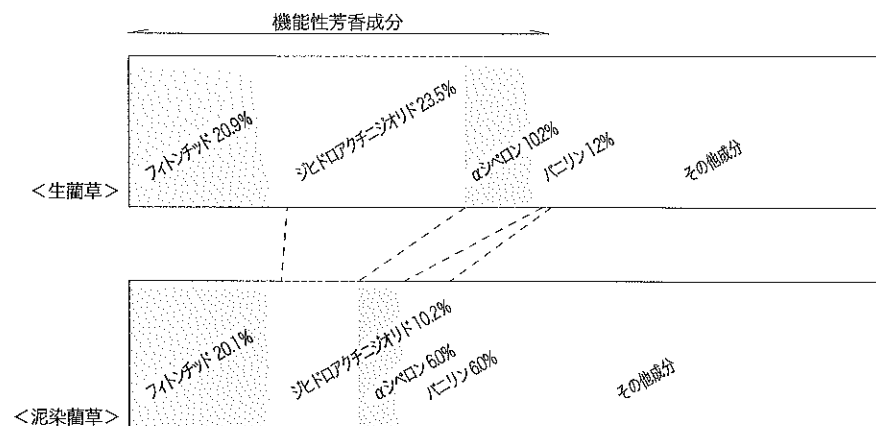
紅茶に含まれている芳香成分と同じもので、ジヒドロアクチニジオリド自体は香りを持たないが、他の芳香成分を保香する働きがある。

【 α シペロン】

リラクゼーションに役立つ成分。漢方薬やアロマオイルに使われる「香附子」の主成分。^{こふし}「香附子」とはカヤツリグサ科ハマスゲの球茎を乾燥したもののことを言うが、畳表に使われる蘭草もカヤツリグサ科である。

【バニリン】

アロマセラピーの精油や香水、お菓子などに用いられる香料、バニリンはよく知られた成分だが、リラックス効果の高い芳香成分である。生蘭草と畳表に使用する泥染後の蘭草では、泥染後の蘭草が約 5 倍の数値が測定された。



◇資料提供：北九州市立大准教授森田洋

畳表の日本農林規格

制 定 平成19年 8 月 2 日農林水産省告示第1017号
最終改正 平成25年 4 月 1 日農林水産省告示第 807号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、畳表（着色表及び青表を除く。）のうち、一枚物に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
原料いぐさ	刈取り後泥染め（いぐさを染土（いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土をいう。）の懸濁液に浸漬する作業をいう。）を行った上で乾燥させた畳表の原料となるいぐさをいう。
畳 表	いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）をいう。
着 色 表	着色剤（染料及び顔料をいう。以下同じ。）による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。以下同じ。）をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であって着色剤による着色をしたものをいう。
青 表	七島いを緯として製織した畳表をいう。
長 物	連続的に製織した畳表であって、1 畳分等（別表 1 の長さ以内をいう。以下同じ。）に相当するものとして切り加工を施していないものをいう。
一 枚 物	連続的に製織した畳表であって、1 畳分等に相当するものとして切り加工を施したものをいう。
幅	側から側までの長さ（小目の部分を含み、耳毛の部分を除く。）をいう。
長 さ	端から端までの長さをいう。
小 目	両側の目せき織り（1 本糸で幅狭く織ることをいう。）をした部分をいう。
耳 毛	製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目から出ている部分をいう。
つ き 出 し	耳毛のうち、いぐさの根元部分をいう。
う ら 毛	耳毛のうち、いぐさの先端部分をいう。
通 織 り	いぐさが織り幅を十分引き通るように製織することをいう。
1 m ² 当 たり の 重 量	一枚物の重量を 1 m ² 当りに換算したものをいう。

耳	糸	小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸（遊び糸）をいう。
麻	糸	麻のみを原料とした糸をいう。
綿	糸	綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものをいう。

（規格）

第3条 畳表の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準		
		特 等	1 等	2 等
品 質	幅	別表1のとおりであること。	同左	同左
	長さ	別表1のとおりであること。	同左	同左
	たて糸（耳糸を除く。以下同じ。）の種類	麻糸又は綿糸であること。	同左	同左
	たて糸の本数	別表1のとおりであること。	同左	同左
	織 り 方	通織りをしたものであること。	同左	同左
	耳毛の長さ	つき出し	8.0cm以上	5.0cm以上
		うら毛	11.0cm以上	8.0cm以上
	1 m ² 当 た り の 重 量	麻 単芯	0.92kg以上	0.87kg以上
		麻 2本芯	0.96kg以上	0.91kg以上
		綿 単芯	0.88kg以上	0.82kg以上
		綿 2本芯	0.89kg以上	0.83kg以上
		麻糸及び綿糸の2本芯	0.93kg以上	0.88kg以上

水分			13%以下	同左	同左
品 位	色 合 い	色沢	いぐさ固有の色沢を有すること。	同左	同左
		色調	特に優良であること。	優良であること。	良好であること。
		色段	混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	変色い		混入が全くないこと。	同左	混入がほとんどないこと。
	粒ぞろい		特によいこと。	よいこと。	—
	地合い		特に密であること。	密であること。	同左
	糸切れ、片ざしその他の織り傷		全くないこと。	同左	同左
	仕上げ		優良であること。	良好であること。	おおむね良好であること。
	汚れその他の欠点		全くないこと。	同左	ほとんどないこと。
	端止め		容易にほつれないように適切にしてあること。	同左	同左
表示	一括表示事項	次に掲げる事項を一括して表示してあること。 (1) 種類 (2) 等級 (3) たて糸の種類 (4) 原料いぐさの産地名 (5) 格付年月日 (6) 製織地名 (7) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）を表す文字			
	表示の方法	1 一括表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 種類 別表1の幅の項に掲げる区分に応じ、同表の種類の欄に掲げる種類名を記載すること。 (2) 等級 特等にあつては「特等」と、1等にあつては「1等」と、2等にあつては「2等」と、3等にあつては「3等」と、4等にあつては「4等」と、5等にあつては「5等」と、6等にあつては「6等」と、7等にあつては「7等」と、8等にあつては「8等」と、9等にあつては「9等」と、10等にあつては「10等」と、11等にあつては「11等」と、12等にあつては「12等」と、13等にあつては「13等」と、14等にあつては「14等」と、15等にあつては「15等」と、16等にあつては「16等」と、17等にあつては「17等」と、18等にあつては「18等」と、19等にあつては「19等」と、20等にあつては「20等」と、21等にあつては「21等」と、22等にあつては「22等」と、23等にあつては「23等」と、24等にあつては「24等」と、25等にあつては「25等」と、26等にあつては「26等」と、27等にあつては「27等」と、28等にあつては「28等」と、29等にあつては「29等」と、30等にあつては「30等」と、31等にあつては「31等」と、32等にあつては「32等」と、33等にあつては「33等」と、34等にあつては「34等」と、35等にあつては「35等」と、36等にあつては「36等」と、37等にあつては「37等」と、38等にあつては「38等」と、39等にあつては「39等」と、40等にあつては「40等」と、41等にあつては「41等」と、42等にあつては「42等」と、43等にあつては「43等」と、44等にあつては「44等」と、45等にあつては「45等」と、46等にあつては「46等」と、47等にあつては「47等」と、48等にあつては「48等」と、49等にあつては「49等」と、50等にあつては「50等」と、51等にあつては「51等」と、52等にあつては「52等」と、53等にあつては「53等」と、54等にあつては「54等」と、55等にあつては「55等」と、56等にあつては「56等」と、57等にあつては「57等」と、58等にあつては「58等」と、59等にあつては「59等」と、60等にあつては「60等」と、61等にあつては「61等」と、62等にあつては「62等」と、63等にあつては「63等」と、64等にあつては「64等」と、65等にあつては「65等」と、66等にあつては「66等」と、67等にあつては「67等」と、68等にあつては「68等」と、69等にあつては「69等」と、70等にあつては「70等」と、71等にあつては「71等」と、72等にあつては「72等」と、73等にあつては「73等」と、74等にあつては「74等」と、75等にあつては「75等」と、76等にあつては「76等」と、77等にあつては「77等」と、78等にあつては「78等」と、79等にあつては「79等」と、80等にあつては「80等」と、81等にあつては「81等」と、82等にあつては「82等」と、83等にあつては「83等」と、84等にあつては「84等」と、85等にあつては「85等」と、86等にあつては「86等」と、87等にあつては「87等」と、88等にあつては「88等」と、89等にあつては「89等」と、90等にあつては「90等」と、91等にあつては「91等」と、92等にあつては「92等」と、93等にあつては「93等」と、94等にあつては「94等」と、95等にあつては「95等」と、96等にあつては「96等」と、97等にあつては「97等」と、98等にあつては「98等」と、99等にあつては「99等」と、100等にあつては「100等」と、101等にあつては「101等」と、102等にあつては「102等」と、103等にあつては「103等」と、104等にあつては「104等」と、105等にあつては「105等」と、106等にあつては「106等」と、107等にあつては「107等」と、108等にあつては「108等」と、109等にあつては「109等」と、110等にあつては「110等」と、111等にあつては「111等」と、112等にあつては「112等」と、113等にあつては「113等」と、114等にあつては「114等」と、115等にあつては「115等」と、116等にあつては「116等」と、117等にあつては「117等」と、118等にあつては「118等」と、119等にあつては「119等」と、120等にあつては「120等」と、121等にあつては「121等」と、122等にあつては「122等」と、123等にあつては「123等」と、124等にあつては「124等」と、125等にあつては「125等」と、126等にあつては「126等」と、127等にあつては「127等」と、128等にあつては「128等」と、129等にあつては「129等」と、130等にあつては「130等」と、131等にあつては「131等」と、132等にあつては「132等」と、133等にあつては「133等」と、134等にあつては「134等」と、135等にあつては「135等」と、136等にあつては「136等」と、137等にあつては「137等」と、138等にあつては「138等」と、139等にあつては「139等」と、140等にあつては「140等」と、141等にあつては「141等」と、142等にあつては「142等」と、143等にあつては「143等」と、144等にあつては「144等」と、145等にあつては「145等」と、146等にあつては「146等」と、147等にあつては「147等」と、148等にあつては「148等」と、149等にあつては「149等」と、150等にあつては「150等」と、151等にあつては「151等」と、152等にあつては「152等」と、153等にあつては「153等」と、154等にあつては「154等」と、155等にあつては「155等」と、156等にあつては「156等」と、157等にあつては「157等」と、158等にあつては「158等」と、159等にあつては「159等」と、160等にあつては「160等」と、161等にあつては「161等」と、162等にあつては「162等」と、163等にあつては「163等」と、164等にあつては「164等」と、165等にあつては「165等」と、166等にあつては「166等」と、167等にあつては「167等」と、168等にあつては「168等」と、169等にあつては「169等」と、170等にあつては「170等」と、171等にあつては「171等」と、172等にあつては「172等」と、173等にあつては「173等」と、174等にあつては「174等」と、175等にあつては「175等」と、176等にあつては「176等」と、177等にあつては「177等」と、178等にあつては「178等」と、179等にあつては「179等」と、180等にあつては「180等」と、181等にあつては「181等」と、182等にあつては「182等」と、183等にあつては「183等」と、184等にあつては「184等」と、185等にあつては「185等」と、186等にあつては「186等」と、187等にあつては「187等」と、188等にあつては「188等」と、189等にあつては「189等」と、190等にあつては「190等」と、191等にあつては「191等」と、192等にあつては「192等」と、193等にあつては「193等」と、194等にあつては「194等」と、195等にあつては「195等」と、196等にあつては「196等」と、197等にあつては「197等」と、198等にあつては「198等」と、199等にあつては「199等」と、200等にあつては「200等」と、201等にあつては「201等」と、202等にあつては「202等」と、203等にあつては「203等」と、204等にあつては「204等」と、205等にあつては「205等」と、206等にあつては「206等」と、207等にあつては「207等」と、208等にあつては「208等」と、209等にあつては「209等」と、210等にあつては「210等」と、211等にあつては「211等」と、212等にあつては「212等」と、213等にあつては「213等」と、214等にあつては「214等」と、215等にあつては「215等」と、216等にあつては「216等」と、217等にあつては「217等」と、218等にあつては「218等」と、219等にあつては「219等」と、220等にあつては「220等」と、221等にあつては「221等」と、222等にあつては「222等」と、223等にあつては「223等」と、224等にあつては「224等」と、225等にあつては「225等」と、226等にあつては「226等」と、227等にあつては「227等」と、228等にあつては「228等」と、229等にあつては「229等」と、230等にあつては「230等」と、231等にあつては「231等」と、232等にあつては「232等」と、233等にあつては「233等」と、234等にあつては「234等」と、235等にあつては「235等」と、236等にあつては「236等」と、237等にあつては「237等」と、238等にあつては「238等」と、239等にあつては「239等」と、240等にあつては「240等」と、241等にあつては「241等」と、242等にあつては「242等」と、243等にあつては「243等」と、244等にあつては「244等」と、245等にあつては「245等」と、246等にあつては「246等」と、247等にあつては「247等」と、248等にあつては「248等」と、249等にあつては「249等」と、250等にあつては「250等」と、251等にあつては「251等」と、252等にあつては「252等」と、253等にあつては「253等」と、254等にあつては「254等」と、255等にあつては「255等」と、256等にあつては「256等」と、257等にあつては「257等」と、258等にあつては「258等」と、259等にあつては「259等」と、260等にあつては「260等」と、261等にあつては「261等」と、262等にあつては「262等」と、263等にあつては「263等」と、264等にあつては「264等」と、265等にあつては「265等」と、266等にあつては「266等」と、267等にあつては「267等」と、268等にあつては「268等」と、269等にあつては「269等」と、270等にあつては「270等」と、271等にあつては「271等」と、272等にあつては「272等」と、273等にあつては「273等」と、274等にあつては「274等」と、275等にあつては「275等」と、276等にあつては「276等」と、277等にあつては「277等」と、278等にあつては「278等」と、279等にあつては「279等」と、280等にあつては「280等」と、281等にあつては「281等」と、282等にあつては「282等」と、283等にあつては「283等」と、284等にあつては「284等」と、285等にあつては「285等」と、286等にあつては「286等」と、287等にあつては「287等」と、288等にあつては「288等」と、289等にあつては「289等」と、290等にあつては「290等」と、291等にあつては「291等」と、292等にあつては「292等」と、293等にあつては「293等」と、294等にあつては「294等」と、295等にあつては「295等」と、296等にあつては「296等」と、297等にあつては「297等」と、298等にあつては「298等」と、299等にあつては「299等」と、300等にあつては「300等」と、301等にあつては「301等」と、302等にあつては「302等」と、303等にあつては「303等」と、304等にあつては「304等」と、305等にあつては「305等」と、306等にあつては「306等」と、307等にあつては「307等」と、308等にあつては「308等」と、309等にあつては「309等」と、310等にあつては「310等」と、311等にあつては「311等」と、312等にあつては「312等」と、313等にあつては「313等」と、314等にあつては「314等」と、315等にあつては「315等」と、316等にあつては「316等」と、317等にあつては「317等」と、318等にあつては「318等」と、319等にあつては「319等」と、320等にあつては「320等」と、321等にあつては「321等」と、322等にあつては「322等」と、323等にあつては「323等」と、324等にあつては「324等」と、325等にあつては「325等」と、326等にあつては「326等」と、327等にあつては「327等」と、328等にあつては「328等」と、329等にあつては「329等」と、330等にあつては「330等」と、331等にあつては「331等」と、332等にあつては「332等」と、333等にあつては「333等」と、334等にあつては「334等」と、335等にあつては「335等」と、336等にあつては「336等」と、337等にあつては「337等」と、338等にあつては「338等」と、339等にあつては「339等」と、340等にあつては「340等」と、341等にあつては「341等」と、342等にあつては「342等」と、343等にあつては「343等」と、344等にあつては「344等」と、345等にあつては「345等」と、346等にあつては「346等」と、347等にあつては「347等」と、348等にあつては「348等」と、349等にあつては「349等」と、350等にあつては「350等」と、351等にあつては「351等」と、352等にあつては「352等」と、353等にあつては「353等」と、354等にあつては「354等」と、355等にあつては「355等」と、356等にあつては「356等」と、357等にあつては「357等」と、358等にあつては「358等」と、359等にあつては「359等」と、360等にあつては「360等」と、361等にあつては「361等」と、362等にあつては「362等」と、363等にあつては「363等」と、364等にあつては「364等」と、365等にあつては「365等」と、366等にあつては「366等」と、367等にあつては「367等」と、368等にあつては「368等」と、369等にあつては「369等」と、370等にあつては「370等」と、371等にあつては「371等」と、372等にあつては「372等」と、373等にあつては「373等」と、374等にあつては「374等」と、375等にあつては「375等」と、376等にあつては「376等」と、377等にあつては「377等」と、378等にあつては「378等」と、379等にあつては「379等」と、380等にあつては「380等」と、381等にあつては「381等」と、382等にあつては「382等」と、383等にあつては「383等」と、384等にあつては「384等」と、385等にあつては「385等」と、386等にあつては「386等」と、387等にあつては「387等」と、388等にあつては「388等」と、389等にあつては「389等」と、390等にあつては「390等」と、391等にあつては「391等」と、392等にあつては「392等」と、393等にあつては「393等」と、394等にあつては「394等」と、395等にあつては「395等」と、396等にあつては「396等」と、397等にあつては「397等」と、398等にあつては「398等」と、399等にあつては「399等」と、400等にあつては「400等」と、401等にあつては「401等」と、402等にあつては「402等」と、403等にあつては「403等」と、404等にあつては「404等」と、405等にあつては「405等」と、406等にあつては「406等」と、407等にあつては「407等」と、408等にあつては「408等」と、409等にあつては「409等」と、410等にあつては「410等」と、411等にあつては「411等」と、412等にあつては「412等」と、413等にあつては「413等」と、414等にあつては「414等」と、415等にあつては「415等」と、416等にあつては「416等」と、417等にあつては「417等」と、418等にあつては「418等」と、419等にあつては「419等」と、420等にあつては「420等」と、421等にあつては「421等」と、422等にあつては「422等」と、423等にあつては「423等」と、424等にあつては「424等」と、425等にあつては「425等」と、426等にあつては「426等」と、427等にあつては「427等」と、428等にあつては「428等」と、429等にあつては「429等」と、430等にあつては「430等」と、431等にあつては「431等」と、432等にあつては「432等」と、433等にあつては「433等」と、434等にあつては「434等」と、435等にあつては「435等」と、436等にあつては「436等」と、437等にあつては「437等」と、438等にあつては「438等」と、439等にあつては「439等」と、440等にあつては「440等」と、441等にあつては「441等」と、442等にあつては「442等」と、443等にあつては「443等」と、444等にあつては「444等」と、445等にあつては「445等」と、446等にあつては「446等」と、447等にあつては「447等」と、448等にあつては「448等」と、449等にあつては「449等」と、450等にあつては「450等」と、451等にあつては「451等」と、452等にあつては「452等」と、453等にあつては「453等」と、454等にあつては「454等」と、455等にあつては「455等」と、456等にあつては「456等」と、457等にあつては「457等」と、458等にあつては「458等」と、459等にあつては「459等」と、460等にあつては「460等」と、461等にあつては「461等」と、462等にあつては「462等」と、463等にあつては「463等」と、464等にあつては「464等」と、465等にあつては「465等」と、466等にあつては「466等」と、467等にあつては「467等」と、468等にあつては「468等」と、469等にあつては「469等」と、470等にあつては「470等」と、471等にあつては「471等」と、472等にあつては「472等」と、473等にあつては「473等」と、474等にあつては「474等」と、475等にあつては「475等」と、476等にあつては「476等」と、477等にあつては「477等」と、478等にあつては「478等」と、479等にあつては「479等」と、480等にあつては「480等」と、481等にあつては「481等」と、482等にあつては「482等」と、483等にあつては「483等」と、484等にあつては「484等」と、485等にあつては「485等」と、486等にあつては「486等」と、487等にあつては「487等」と、488等にあつては「488等」と、489等にあつては「489等」と、490等にあつては「490等」と、491等にあつては「491等」と、492等にあつては「492等」と、493等にあつては「493等」と、494等にあつては「494等」と、495等にあつては「495等」と、496等にあつては「496等」と、497等にあつては「497等」と、498等にあつては「498等」と、499等にあつては「499等」と、500等にあつては「500等」と、501等にあつては「501等」と、502等にあつては「502等」と、503等にあつては「503等」と、504等にあつては「504等」と、505等にあつては「505等」と、506等にあつては「506等」と、507等にあつては「507等」と、508等にあつては「508等」と、509等にあつては「509等」と、510等にあつては「510等」と、511等にあつては「511等」と、512等にあつては「512等」と、513等にあつては「513等」と、514等にあつては「514等」と、515等にあつては「515等」と、516等にあつては「516等」と、517等にあつては「517等」と、518等にあつては「518等」と、519等にあつては「519等」と、520等にあつては「520等」と、521等にあつては「521等」と、522等にあつては「522等」と、523等にあつては「523等」と、524等にあつては「524等」と、525等にあつては「525等」と、526等にあつては「526等」と、527等にあつては「527等」と、528等にあつては「528等」と、529等にあつては「529等」と、530等にあつては「530等」と、531等にあつては「531等」と、532等にあつては「532等」と、533等にあつては「533等」と、534等にあつては「534等」と、535等にあつては「535等」と、536等にあつては「536等」と、537等にあつては「537等」と、538等にあつては「538等」と、539等にあつては「539等」と、540等にあつては「540等」と、541等にあつては「541等」と、542等にあつては「542等」と、543等にあつては「543等」と、544等にあつては「544等」と、545等にあつては「545等」と、546等にあつては「546等」と、547等にあつては「547等」と、548等にあつては「548等」と、549等にあつては「549等」と、550等にあつては「550等」と、551等にあつては「551等」と、552等にあつては「552等」と、553等にあつては「553等」と、554等にあつては「554等」と、555等にあつては「555等」と、556等にあつては「556等」と、557等にあつては「557等」と、558等にあつては「558等」と、559等にあつては「559等」と、560等にあつては「560等」と、561等にあつては「561等」と、562等にあつては「562等」と、563等にあつては「563等」と、564等にあつては「564等」と、565等にあつては「565等」と、566等にあつては「566等」と、567等にあつては「567等」と、568等にあつては「568等」と、569等にあつては「569等」と、570等にあつては「570等」と、571等にあつては「571等」と、572等にあつては「572等」と、573等にあつては「573等」と、574等にあつては「574等」と、575等にあつては「575等」と、576等にあつては「576等」と、577等にあつては「577等」と、578等にあつては「578等」と、579等にあつては「579等」と、580等にあつては「580等」と、581等にあつては「581等」と、582等にあつては「582等」と、583等にあつては「583等」と、584等にあつては「584等」と、585等にあつては「585等」と、586等にあつては「586等」と、587等にあつては「587等」と、588等にあつては「588等」と、589等にあつては「589等」と、590等にあつては「590等」と、591等にあつては「591等」と、592等にあつては「592等」と、593等にあつては「593等」と、594等にあつては「594等」と、595等にあつては「595等」と、596等にあつては「596等」と、597等にあつては「597等」と、598等にあつては「598等」と、599等にあつては「599等」と、600等にあつては「600等」と、601等にあつては「601等」と、602等にあつては「602等」と、603等にあつては「603等」と、604等にあつては「604等」と、605等にあつては「605等」と、606等にあつては「606等」と、607等にあつては「607等」と、608等にあつては「608等」と、609等にあつては「609等」と、610等にあつては「610等」と、611等にあつては「611等」と、612等にあつては「612等」と、613等にあつては「613等」と、614等にあつては「614等」と、615等にあつては「615等」と、616等にあつては「616等」と、617等にあつては「617等」と、618等にあつては「618等」と、619等にあつては「619等」と、620等にあつては「620等」と、621等にあつては「621等」と、622等にあつては「622等」と、623等にあつては「623等」と、624等にあつては「624等」と、625等にあつては「625等」と、626等にあつては「626等」と、627等にあつては「627等」と、628等にあつては「628等」と、629等にあつては「629等」と、630等にあつては「630等」と、631等にあつては「631等」と、632等にあつては「632等」と、633等にあつては「633等」と、634等にあつては「634等」と、635等にあつては「635等」と、636等にあつては「636等」と、637等にあつては「637等」と、638等にあつては「638等」と、639等にあつては「639等」と、640等にあつては「640等」と、641等にあつては「641等」と、642等にあつては「642等」と、643等にあつては「643等」と、644等にあつては「644等」と、645等にあつては「645等」と、646等にあつては「646等」と、647等にあつては「647等」と、648等にあつては「648等」と、649等にあつては「649等」と、650等にあつては「650等」と、651等にあつては「651等」と、652等にあつては「652等」と、653等にあつては「653等」と、654等にあつては「654等」と、655等にあつては「655等」と、656等にあつては「656等」と、657等にあつては「657等」と、658等にあつては「658等」と、659等にあつては「659等」と、660等にあつては「660等」と、661等にあつては「661等」と、662等にあつては「662等」と、663等にあつては「663等」と、664等にあつては「664等」と、665等にあつては「665等」と、666等にあつては「666等」と、667等にあつては「667等」と、668等にあつては「668等」と、669等にあつては「669等」と、670等にあつては「670等」と、671等にあつては「671等」と、672等にあつては「672等」と、673等にあつては「673等」と、674等にあつては「674等」と、675等にあつては「675等」と、676等にあつては「676等」と、677等にあつては「677等」と、678等にあつては「678等」と、679等にあつては「679等」と、680等にあつては「680等」と、681等にあつては「681等」と、682等にあつては「682等」と、683等にあつては「683等」と、684等にあつては「684等」と、685等にあつては「685等」と、686等にあつては「686等」と、687等にあつては「687等」と、688等にあつては「688等」と、689等にあつては「689等」と、690等にあつては「690等」と、691等にあつては「691等」と、692等にあつては「692等」と、693等にあつては「693等」と、694等にあつては「694等」と、695等にあつては「695等」と、696等にあつては「696等」と、697等にあつては「697等」と、698等にあつては「698等」と、699等にあつては「699等」と、700等にあつては「700等」と、701等にあつては「701等」と、702等にあつては「702等」と、703等にあつては「703等」と、704等にあつては「704等」と、705等にあつては「705等」と、706等にあつては「706等」と、707等にあつては「707等」と、708等にあつては「708等」と、709等にあつては「709等」と、710等にあつては「710等」と、711等にあつては「711等」と、712等にあつては「712等」と、713等にあつては「713等」と、714等にあつては「714等」と、715等にあつては「715等」と、716等にあつては「716等」と、717等にあつては「717等」と、718等にあつては「718等」と、719等にあつては「719等」と、720等にあつては「720等」と、721等にあつては「721等」と、722等にあつては「722等」と、723等にあつては「723等」と、724等にあつては「724等」と、725等にあつては「725等」と、726等にあつては「726等」と、727等にあつては「727等」と、728等にあつては「728等」と、729等にあつては「729等」と、730等にあつては「730等」と、731等にあつては「731等」と、732等にあつては「732等」と、733等にあつては「733等」と、734等にあつては「734等」と、735等にあつては「735等」と、736等にあつては「736等」と、737等にあつては「737等」と、738等にあつては「738等」と、739等にあつては「739等」と、740等にあつては「740等」と、741等にあつては「741等」と、742等にあつては「742等」と、743等にあつては「743等」と、744等にあつては「744等」と、745等にあつては「745等」と、746等にあつては「746等」と、747等にあつては「747等」と、748等にあつては「748等」と、749等にあつては「749等」と、750等にあつては「750等」と、751等にあつては「751等」と、752等にあつては「752等」と、753等にあつては「753等」と、754等にあつては「754等」と、755等にあつては「755等」と、756等にあつては「756等」と、757等にあつては「757等」と、758等にあつては「758等」と、759等にあつては「759等」と、760等にあつては「760等」と、761等にあつては「761等」と、762等にあつては「762等」と、763等にあつては「763等」と、764等にあつては「764等」と、765等にあつては「765等」と、766等にあつては「766等」と、767等にあつては「767等」と、768等にあつては「768等」と、769等にあつては「769等」と、770等にあつては「770等」と、771等にあつては「771等」と、772等にあつては「772等」と、773等にあつては「773等」と、774等にあつては「774等」と、775等にあつては「775等」と、776等にあつては「776等」と、777等にあつては「777等」と、778等にあつては「778等」と、779等にあつては「779等」と、780等にあつては「780等」と、781等にあつては「781等」と、782等にあつては「782等」と、783等にあつては「783等」と、784等にあつては「784等」と、785等にあつては「785等」と、786等にあつては「786等」と、787等にあつては「787等」と、788等にあつては「788等」と、789等にあつては「789等」と、790等にあつては「790等」と、791等にあつては「791等」と、792等にあつては「792等」と、793等にあつては「793等			

	ては「2等」と記載すること。 (3) たて糸の種類 製織に使用したたて糸が麻糸の単芯のものである場合にあっては「麻」と、麻糸の2本芯のものである場合にあっては「麻W」と、純綿糸（綿のみを原料とした綿糸をいう。以下同じ。）の単芯のものである場合にあっては「綿」と、純綿糸の2本芯のものである場合にあっては「綿W」と、綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸（以下「混紡綿糸」という。）の単芯のものである場合にあっては「混紡」と、混紡綿糸の2本芯のものである場合にあっては「混紡W」と、純綿糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあっては「綿混紡W」と、麻糸及び純綿糸の2本芯のものである場合にあっては「麻綿W」と、麻糸及び混紡綿糸の2本芯のものである場合にあっては「麻混紡W」と記載すること。 (4) 原料いぐさの産地名 国産のものにあっては都道府県名を、輸入したものにあっては原産国名を事実即して記載すること。 (5) 格付年月日 次のいずれかにより記載すること。 ア 平成19年4月1日 イ 19. 4. 1 ウ 190401 エ 2007. 4. 1 オ 07. 4. 1 カ 070401 (6) 製織地名 畳表を製織した場所の地名について、国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。 2 一括表示事項の項に掲げる事項の表示は、別記様式により、各畳表ごとに端止めから6cm以内の箇所にしてあること。ただし、当該事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

2 製織に使用するたて糸について、別表2の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる試験方法により測定した場合には、当該たて糸は、別表3に掲げる基準を満たさなければならないものとする。

(測定方法)

第4条 前条第1項の表に掲げる基準における1㎡当たりの重量、水分及び品位についての測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
1㎡当たりの重量	畳表の短辺（左右の耳毛（うら毛に限る。）の端から端までをいう。）及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表1枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式により算出した重量を単位面積（1㎡）当たりの重量とする。

		$1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの重量 (kg)} = \frac{\text{測定した重量 (kg)}}{\text{算出した面積 (m}^2\text{)}}$
水分		電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。
品位		1年ごとに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第5項に規定する登録認定機関（畳表についてのものに限る。）又は同項に規定する登録外国認定機関（畳表についてのものに限る。）の全てが協議して定める特等、1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

別表1（第2条、第3条関係）

種類		1 種	2 種	3 種
幅		95.0（＋）0.5cm	91.0（＋）0.5cm	89.0（＋）1.0cm
長さ		103cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（＋）30cm	98cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（＋）30cm	96cmの整数倍（ただし、3倍までに限る。）（＋）30cm
たて糸の本数	単芯	134本	128本	126本
	2本芯	268本	256本	252本

（注）（＋）を冠した数は、それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。

別表2（第3条関係）

たて糸の太さ	日本工業規格 L 1095（2010）（以下「一般紡績糸試験方法」という。）の9.4.1 正量テックス及び番手により求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り強さ	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の9.5.1 J I S 法の a）標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	一般紡績糸試験方法の9.5単糸引張強さ及び伸び率の9.5.1 J I S 法の a）標準時に規定する定速伸長形試験機により求めた伸びのつかみ間隔に対する比（麻糸にあっては切断時、綿糸にあっては24.5N時）をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	一般紡績糸試験方法の9.15より数の9.15.1 J I S 法により解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数とする。
綿以外の繊維の混紡率	日本工業規格 L 1030－2（2012）（繊維製品の混用率試験方法一第2部：繊維混用率）の5.9.2正量混用率 a）2種類の繊維混用の場合により求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率とする。

別表 3（第 3 条関係）

たて糸の種類	基 準				
	太さ（正量番手）	引張り強さ（N）	伸び率（％）	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率（％）
麻 糸	麻番手 5 番手（ジュート番手 9.6 番手）の太さ以上	49.0 以上	5.0 以下（切断時）	—	—
綿 糸	綿番手 20 番手の太さ以上	27.5 以上	12.0 以下（24.5 N 時）	4 以上	50 未満

別記様式（第 3 条関係）

種 類	種 類
等 級	等 級
た て 糸 の 種 類	た て 糸 の 種 類
原料いぐさの産地名	原料いぐさの産地名
格 付 年 月 日	格 付 年 月 日
製 織 地 名	製 織 地 名
製 造 者	製 造 者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- 3 この様式中「原料いぐさの産地名」とあるのは、これに代えて「いぐさの産地名」又は「産地名（いぐさ）」と記載することができる。
- 4 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」又は「輸入者」とすること。

最終改正の改正文・附則（平成 25 年 4 月 1 日農林水産省告示第 807 号） 抄

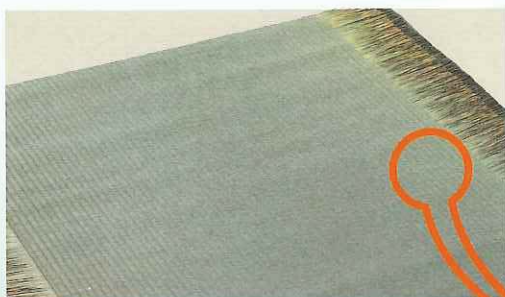
- ① 平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- ② この告示の施行の際現にこの告示による改正前の畳表の日本農林規格により格付の表示が付された畳表については、なお従前の例による。
- ③ 品質に関する規格中長さ、耳毛の長さ及び 1 平方メートル当たりの重量の基準については、この告示による改正後の畳表の日本農林規格第 3 条の表品質の項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。
- ④ 品位についての測定方法については、この告示による改正後の畳表の日本農林規格第 4 条の表品位の項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

お役に立ちます!!

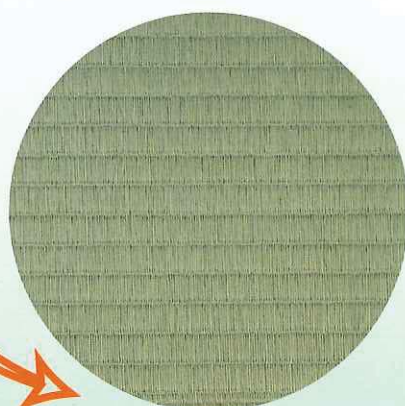
いい畳表

の見分け方

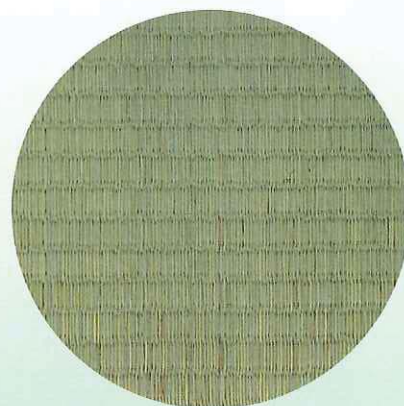
TATAMI OMOTE



畳縁に近い部分の元白の有無や枯れ等の混入程度で判断できます。



高級品

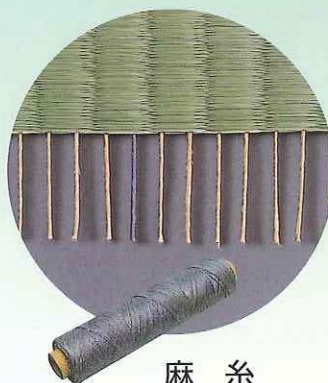


普及品

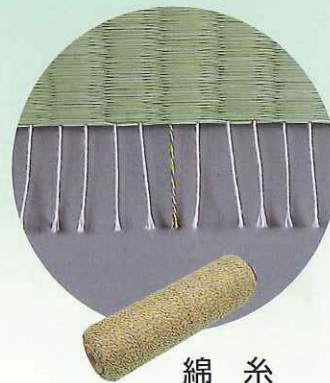
知っていますか？

◆県証糸

畳表の日本農林規格のたて糸の基準（太さ、引張り強さ、伸び率、混用率）を満たし、熊本県産の証明として「県証糸」が入っています。



麻糸
(りんどう色)



綿糸
(いちょうりんどう色)

畳表は、ぜひ「くまもと産」を御指定下さい。

イグサの生育・収量と気象要因との関係について

飯牟禮和彦・田島富男・木下猛夫・西島文敬 (熊本県農業試験場八代支場)

Kazuhiko IMURE, Tomio TAJIMA, Takeo KINOSHITA and Fumitaka NISHIJIMA :
Influence of Meteorological Elements on Growth and Yield of Mat Rush

イグサの生育・収量は栽培期間の気象によって大きく影響される。しかし、生産現場では経験的知識で対応しており統計的に分析した情報は少ない。そこで、熊本農試八代支場のイグサの各作期別作況試験のデータから相関係数を用いて、イグサの生育と気象との関係について考察した。

1. 解析に用いたデータ

1) イグサの生育・収量 イグサ普通刈作況判定試験による。1969, 1970, 1972, 1976~1984年産の計12年分。

2) 気象要因 平均気温、降水量、日照時間は熊本地方気象台の気象速報 (八代観測所) による。

2. 結果および考察

1) イグサの生育と気象との関係 茎の伸長は高温、寡日照で促進され、特に6月前半は日照時間との間に高い負の相関がみられた。茎数の増加については、生育初期の2月の気温との間に高い正の相関がみられた。さらに、5月後半と6月前半の日照時間との間に高い正の相関を示していることから、「長イ」発生期直前の先刈によって株元に光を十分に当てることで、茎数の増加、特に長イ茎の増加に影響することを認めた。

2) イグサの生育時期別相互の関係 茎長、茎数ともに生育前半と後半の間には、有意ではないが負の相関がみられた (第1表、第2表)。このことは、前半に生育が良いと後半はかえって悪くなる傾向があるといえる。これは、いわゆる「先ぼこり」によって収量が低下する現象を示していると考えられる。この「先ぼこり」の例として、1976年産イグサがあげられる。この年は、2月に気温が高かったことにより茎長、茎数ともに4月までは平年を上回ったが、以後、生育が衰えて平年を下回り、結局、収量で平年の85.8%、「長イ」重で77.6%の水準にとどまった。(第1図、第2図)。

また、4月15日以降収穫時までの時期別茎数は相互に高い正の相関を示した。これは、長イ母芽形成期にあたる4月に茎数が多いと、収穫時の茎数も多くなり「長イ」の収量も高くなることを示している。

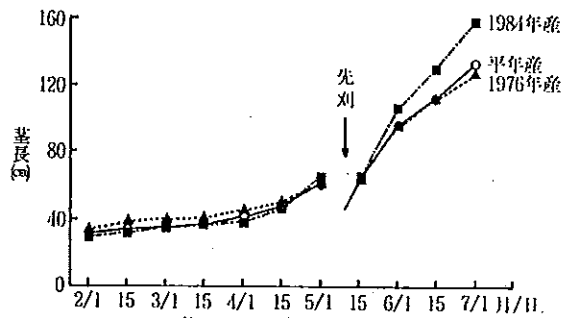
以上の結果から、3月まではほぼ平年並みに推移し、4月にはいって生育おう盛で、先刈前に「長イ」となる母芽が多い状態になっていることが増収につながるものと考えられる。1984年産イグサがその良い例といえる。この年は、2月から3月にかけて寒さが厳しく、初期生育が抑えられ平年をやや下回っていたが、4月にはいって気温が平年並みに回復し、茎数が急激に増加した。4月1日から5月1日まで1カ月間の茎数の増加は平年では37.5本/株であるのに対し、1984年産は64.0本/株と際立って多く、5月1日の時点で平年を大きく上回り、収穫時までその状態が維持され、収量として平年の125.6%、「長イ」重で154.3%と増収になった。その他の増収となった年度についても同様の傾向が認められた。

第1表 生育時期別相互の相関 (茎長)

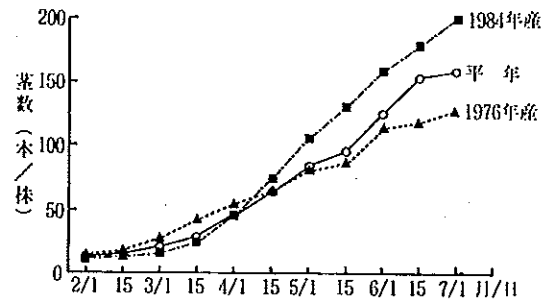
刈/日	2/1	2/15	3/1	3/15	4/1	4/15	5/1	5/15	6/1	6/15	7/1
刈/日											
2/15	0.77**										
3/1	0.39	0.87**									
3/15	0.12	0.48	0.71**								
4/1	0.25	0.30	0.21	0.32							
4/15	-0.40*	0.00	0.23	0.25	0.62**						
5/1	-0.51*	-0.31	-0.10	-0.01	-0.09	0.36					
5/15	-0.07	-0.32	-0.40	-0.33	-0.01	-0.03	0.36				
6/1	-0.12	-0.21	-0.17	-0.06	-0.35	-0.32	0.41	0.82**			
6/15	-0.28	-0.32	-0.19	0.03	-0.38	-0.31	0.40	0.55	0.85**		
7/1	-0.47	-0.39	-0.14	0.21	-0.44	-0.20	0.45	0.17	0.55*	0.85**	
7/15	-0.40	-0.21	0.00	0.19	-0.42	-0.06	0.46	-0.09	0.31	0.61*	0.87**

第2表 生育時期別相互の相関 (茎数)

刈/日	2/1	2/15	3/1	3/15	4/1	4/15	5/1	5/15	6/1	6/15	7/1
刈/日											
2/15	0.92**										
3/1	0.82**	0.85**									
3/15	0.83**	0.76**	0.95**								
4/1	0.76**	0.61**	0.79**	0.89**							
4/15	0.49	0.30	0.41	0.54	0.83**						
5/1	0.06	-0.05	-0.02	0.07	0.40	0.81**					
5/15	0.06	-0.08	-0.07	0.05	0.43	0.82**	0.97**				
6/1	-0.12	-0.29	-0.25	-0.11	0.30	0.75**	0.91**	0.95**			
6/15	0.01	-0.12	-0.19	-0.03	0.40	0.70**	0.75**	0.86**	0.87**		
7/1	0.01	-0.17	-0.19	0.00	0.41	0.71**	0.77**	0.87**	0.89**	0.95**	
株数	0.29	0.06	0.07	0.26	0.61	0.83	0.83	0.87	0.82	0.83	0.81

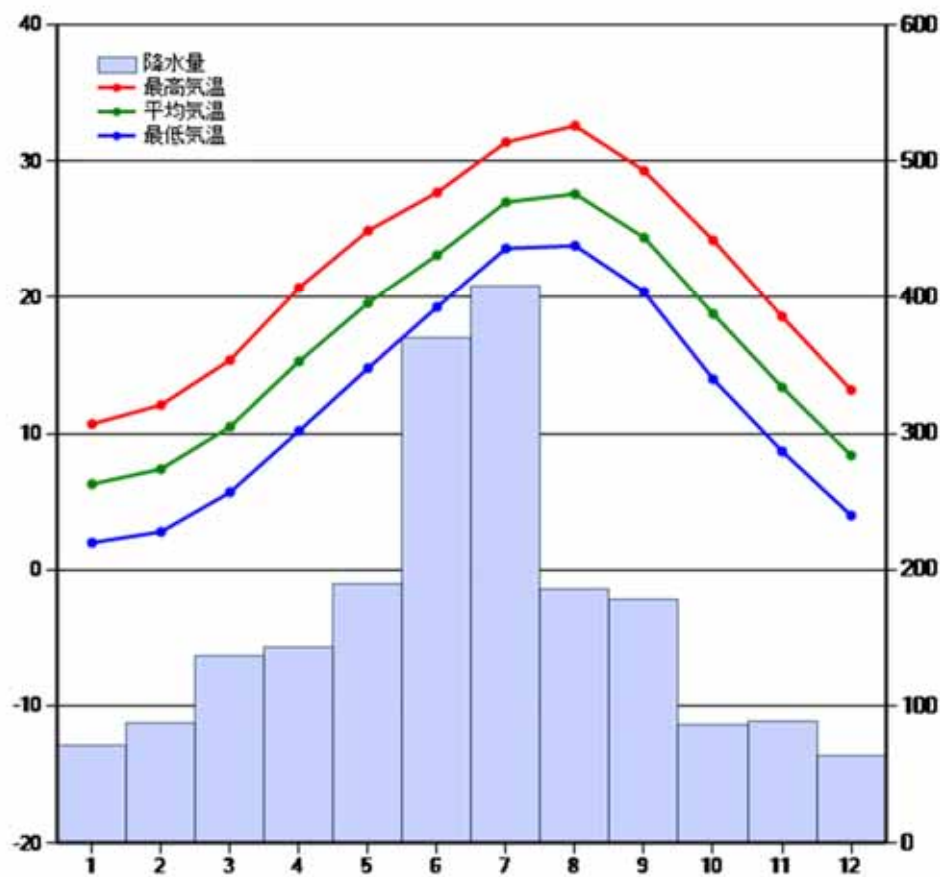


第1図 イグサの生育 (茎長)



第2図 イグサの生育 (茎数)

熊本県八代市・氷川町付近の気候（気温と降水量のグラフ（雨温図））

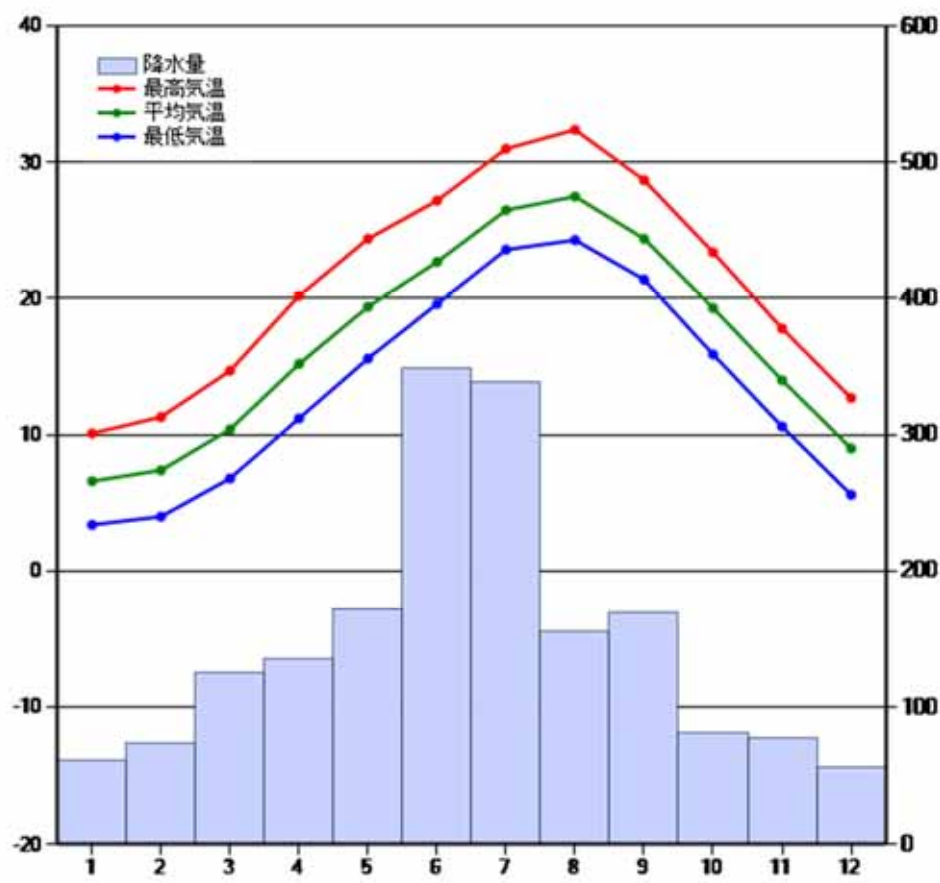


観測地点：八代 年平均気温：16.8 °C 年降水量：1979.0 mm 統計期間：1981～2010

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	10.7	12.1	15.4	20.7	24.9	27.7	31.4	32.6	29.3	24.2	18.6	13.2
平均気温(°C)	6.3	7.4	10.5	15.3	19.6	23.1	27.0	27.6	24.4	18.8	13.4	8.4
最低気温(°C)	2.0	2.8	5.7	10.2	14.8	19.3	23.6	23.8	20.4	14.0	8.7	4.0
降水量(mm)	71.5	87.2	137.1	142.8	189.3	369.7	408.5	186.3	178.0	85.9	89.3	63.2

データ元：気温と雨量の統計（<http://weather.time-j.net/Climate/Chart/yatsushiro>）より引用

熊本県宇城市付近の気候（気温と降水量のグラフ（雨温図））

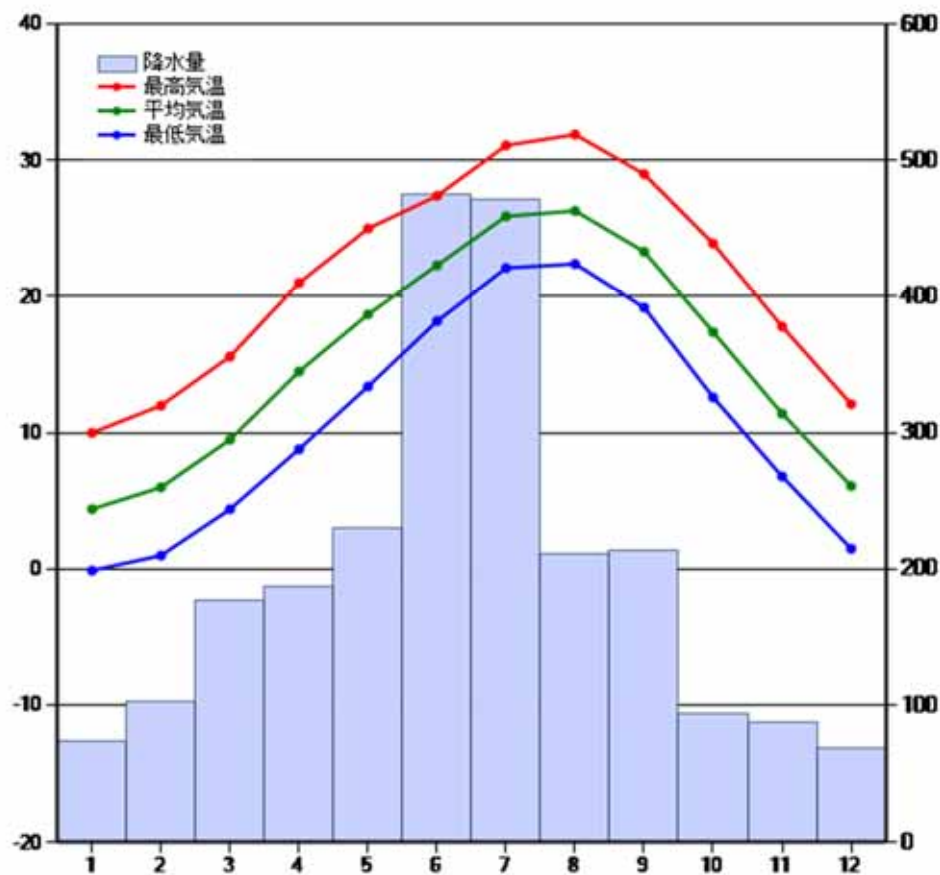


観測地点：三角 年平均気温：16.9 °C 年降水量：1776.4 mm 統計期間：1981～2010

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	10.1	11.3	14.7	20.2	24.4	27.2	31.0	32.4	28.7	23.4	17.8	12.7
平均気温(°C)	6.6	7.4	10.4	15.2	19.4	22.7	26.5	27.5	24.4	19.3	14.0	9.0
最低気温(°C)	3.4	4.0	6.8	11.2	15.6	19.6	23.6	24.3	21.4	15.9	10.6	5.6
降水量(mm)	60.9	74.0	124.9	135.8	172.3	348.9	338.3	155.5	169.0	80.7	77.8	55.3

データ元：気温と雨量の統計（<http://weather.time-j.net/Climate/Chart/misumi>）より引用

熊本県あさぎり町付近の気候（気温と降水量のグラフ（雨温図））



観測地点：人吉 年平均気温：15.5 ℃ 年降水量：2390.0 mm 統計期間：1981～2010

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	10.0	12.0	15.6	21.0	25.0	27.4	31.1	31.9	29.0	23.9	17.8	12.1
平均気温(℃)	4.4	6.0	9.5	14.5	18.7	22.3	25.9	26.3	23.3	17.4	11.4	6.1
最低気温(℃)	-0.1	1.0	4.4	8.8	13.4	18.2	22.1	22.4	19.2	12.6	6.8	1.5
降水量(mm)	73.6	102.8	176.5	186.6	230.7	475.1	471.4	210.8	213.3	93.4	87.7	68.2

データ元：気温と雨量の統計（<http://weather.time-j.net/Climate/Chart/hitoyoshi>）より引用

熊本のい業

第 12 号

目 次

いぐさ栽培優良事例調査から

県経営普及課専門技術員 簗田 繁 則…………… 1

県八代農業改良普及所

いぐさ——大豆の栽培法について

県農業試験場八代支場 佐藤 巖…………… 10

宇城地方のい草、い製品の生産状況について

県宇城農業改良普及所 岩崎 嵩…………… 19

土づくりと耕種基準の遵守による畳表の品質向上

県八代農業改良普及所…………… 24

球磨地方いぐさのあゆみ

岡原農協 立山 信 幸…………… 26

いぐさ、い製品品質向上コスト低下運動について

県農産課…………… 28

昭和57年度くまもと表求評会について

県農産課…………… 39

いぐさ新製品開発事業について

県農産課…………… 42

《技連だより》

省エネルギー技術実用化促進事業について

県農業試験場八代支場

球磨いぐさのあゆみ

岡原村農協参事 立山 信幸

1. いぐさ導入の背景

従来、球磨地方の農業は主として米＋畜産、米＋たばこ、米＋養蚕等々、米を主軸とした複合経営が行われてきた。昭和40年～42年頃は、米づくり運動の盛期であったが、運動の骨子は、うまい米、うれる米作りである。その当時から米は過剰基調にあり、その中での運動であった稲作主体の経営を展望するとき、どうも怪しい雲行きしかうかばない、とき恰も昭和41年頃より県営ほ場整備事業が球磨全土に導入され、事業実施に伴ない、裏作が作付不能となる。中でも裏作補償問題等が起り、農業所得の収入減を如何にして補充すべきかと連日連夜、夜を徹しての検討がなされた。協議の末、球磨地方に於いては夢想だにしなかった、い草に着目し、当時の岡原農協組合長、井本初雄氏を中心とし命運をかけた新たな作目導入の選定であった。営農指導陣を叱咤激励、組合長自から先頭に立ち、指導研究のもと昭和41年度より組合員6人による25aの試作がなされ、その適応性と有望性の追求が始められた。これぞ球磨いぐさの起源となる。現在全国に名をなした銘柄品として球磨地方に定着したい草栽培の元祖である。

2. 球磨い業の経過

昭和42年 面積 25 a (6戸) 前年冬植付

昭和43年 面積 1.9 ha (25戸)

昭和44年 面積 10.3 ha (93戸)

郡市農協はい草を地域特産重点作目として奨励することに決し、市町村とも協議のうえ球磨地方い業振興協議会(会長 宮元玄次郎)を設立し組織活動による普及奨励の第一歩が踏み出された。

昭和45年 面積 22.3 ha (195戸)

第1回い草生産者大会の開催と組織活動の展開で栽培意欲が急速に高まってきた。

昭和46年 面積 103.2 ha (554戸)

昭和47年 面積 180.6 ha (799戸)

農業構造改善事業により当時の免田町農協(現在合併により中球磨農協)を事業主体とし、郡市い原草集荷施設324㎡が建設された。

昭和48年 面積 160 ha (633戸)

い製品の系統共販が経済連評価取扱い方式で原草集荷所に搬入集荷して開始された。かたや免田町吉井には商系市場が開設され共販攪乱への影響甚大であった。

昭和49年 面積 155.2 ha (642戸)

昭和50年 面積 179.8ha (616戸)

農民の熱願が系統組織の団結に結集され、独占商系市場を壊滅して生産者の手中に収め熊本い業史に輝く農協市場開設の偉業を成し遂げた。これと呼応して既設商系球磨市場の建物450㎡と敷地を買収し待望のい製品球磨農協市場として8月の新表初市から開市の運びとなった。

昭和51年 面積 159.5ha (441戸)

昭和52年 面積 252.7ha (588戸)

米の生産調整による新規耕作と既耕作者の増反による経営の安定化指向と相俟って作付が拡大されてきた。

昭和53年 面積 315.4ha (674戸)

い業組織も時流に添い生産者の系統組織体に改組することとなり過去大きな使命を果たしてきた球磨地方い業振興協議会を発展的に解散し熊本県い業生産販売振興会球磨支部(支部長 尾方時丸)が設立された。

かたやい製品市場が狭隘となり支障を来すため221.5㎡の増築を行い、又敷地の一部を購入して1960.7㎡に拡張された。

昭和54年345ha(650戸)と組織的普及活動が盛んになり昭和44年から10年の歳月を経て対外的にその銘柄が評価されるまでに至り、その意義深い10年の節目を記念し八代郡千丁町に鎮座まします、い草の守護神、岩崎神社の分神鎮座を乞い、球磨郡上村に神社建立分神を奉った。

昭和55年362ha(620戸)昭和56年301ha(547戸)昭和57年257ha(452戸)と経営面積一躍拡大され発想から15年で球磨い草が特産地として定着し、今日ではい草、い製品共、県内はもとより全国一位の価格で取引きがなされている。水稻に次ぐたばこ代金を追抜くまでに発展した。

3. む す び

省りみるに、い草にかかわる総ての者の情熱と努力の積み重ねが球磨い業の今日を築き上げたものであり、これをふまえて1980年代こそ他の追従し能わぬ最良銘柄への改善創造の年代として総力を結集邁進ゆるぎなき球磨い業を確立これを次代に継譲することが今日我々に果せられている使命と痛感し相共に協力団結してこれを成し遂げられんことを切願するものである。